

南会津町告示第31号

南会津町きとねイベント事業補助金交付要綱を次のように定める。
令和7年3月31日

南会津町長 渡 部 正 義

南会津町きとねイベント事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、みなみあいづ森と木の情報・活動ステーション「きとね」(以下「きとね」という。)の活用を通して、木の町みなみあいづを発信する団体等の活動の活性化を図り、もって町内の森林資源の多くを占める広葉樹材等の普及促進を図ることを目的に、きとねで開催するイベントに要する経費に対し、南会津町補助金等の交付等に関する規則(平成18年南会津町規則第59号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「南会津町木育インストラクター(以下「木育インストラクター」という。))とは、南会津町等で開催される「木育インストラクター養成講座」の全課程を修了し、認定書を受領した者をいう。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率(補助金額)は、次のとおりとする。ただし、木育インストラクター等個人で事業を実施する場合は、人件費は補助対象外とする。

対象経費	補助率(補助金上限額)
講師謝金等報償費、旅費、人件費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、保険料、通信費、使用料及び賃借料	10分の10以内(金10万円) (千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する経費については補助の対象としない。

- (1) 交付決定前に発生した経費
- (2) 直接収益につながる食材等の経費

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、町内の団体又は木育インストラクターがきとねにおいて自主的に企画し、SNS等各種媒体を活用しながら町内外に広く周知し実施するイベント事業のうち、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 参加人数が10人を超えるイベント事業
- (2) 町内の森林に関係するイベント事業
- (3) その他町長が適当と認めるイベント事業

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請は、規則第4条第1項に規定する補助金交付申請書

に必要事項を記載し、実施日の7日前までに町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) その他町長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第6条 規則第5条により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、町長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。

(補助金変更の承認申請)

第7条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき町長の承認を受けようとする場合は、規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する計画変更承認申請書を町長に提出しなければならない。

(概算払)

第8条 町長は、必要があると認める場合は、交付決定額の範囲内において、概算払の方法により補助金を交付することができる。

2 補助対象事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、様式第1号を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第13条第1項の規定による実績報告は、事業の完了の日から14日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を町長に提出するものとする。ただし、前条により概算払の交付を受けた場合は、様式第2号を併せて提出し、補助金の精算をしなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。